

議会傍聴Webアンケート 報告書 NO.1

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすくお伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

1. 議会傍聴Webアンケートでの貴重なご意見		7月 のアンケート
NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
1	傍聴アンケートにつき返答頂きましてありがとうございます。メールを拝見しましたが、私の問い合わせに噛み合っていないと考えます。再度下記させていただきますので議会基本条例第2条に則し再返答をお願い致します。また当件に関し開示請求書を提出させていただいておりますので、情報公開条例に則した書面による回答をお願いします。 【2026年7月16日 議会傍聴Webアンケート 報告書 NO. 1の継続】	お寄せいただいた「傍聴アンケート」に関するご意見につきまして、回答までにお時間をいただきます件についてご連絡いたします。前回、メールでお伝えしましたとおり、電子メールによる議会へのご意見等につきましては、「議会傍聴Webアンケート」として取り扱っております。ご意見への回答は個別のご返信ではなく、他の方と同様にホームページへの掲載をもって代えさせていただきます。また、議会広報広聴委員会での協議を経るため、掲載までにお時間を要しますこと、重ねてご了承くださいますようお願いいたします。
2	返答頂き有難う御座います。傍聴アンケートの件は、ご存知のように開示請求を7/21に出しておりますので公開条例に則し基本的には、8/5迄に文書回答をお願いします。	回答の時期について回答させていただきます。「議会傍聴Webアンケート」の回答のホームページへの掲載は、8月24日以降を予定しております。また、行政文書開示請求につきましては、上記とは別に対応いたします。
3	議会傍聴webアンケートが、何を示しているのかわかりません。 ・議会を傍聴しペーパーアンケートに意見を記載し提出させてもらってます。これは、傍聴アンケートですよね。 その回答が、翌月の末頃になるのは、以前より承知しています。 ・メールでの問い合わせにおいては、“メールでの回答は、時間を要する場合があります”の記載あり。 ・しかし、“議会傍聴webアンケート”に関しては、何も記載が、無い為わかりません。議会傍聴アンケートをwebで送付するシステムが、あるのでしょうか？ 図解等して頂けると幸甚です。 傍聴アンケート、メール問い合わせに関してまとめてみましたので参考にし、議会傍聴webアンケートにつき図解説明をお願いします。また“いつ頃になりますか？”の問い合わせに、“8月24日以降”では問い合わせに答えてもらって無いのと同じでは、ないでしょうか？ 私は、開示請求等と同様、2週間以内が、通常であると考えます。8月24日以降となる根拠を教示下さい。 お忙しい中、もうしわけないですが、宜しくお願い致します。	ご不明な点を与えてしまいましたこと、深くお詫び申し上げます。 お問い合わせの件について、以下のとおり回答いたします。 1 「議会傍聴Webアンケート」について 本議会において、「議会傍聴Webアンケート」とは、以下の窓口から寄せられたご意見を総称したものであり、ペーパーアンケートと同様に広報広聴委員会にて集約・検討しております。 ・ 「議会だより」アンケート：議会だよりの裏表紙の二次元コードから入力いただくもの ・ メールによるご意見：市議会事務局宛に電子メールで直接よせられるもの 2 回答期限（8月24日以降）について ・ 検討プロセス：いただいたご意見は、広報広聴委員会にて、議会としての方針を協議するための期間を勘案したものでございます。 ・ 日程の考え方：8月24日以降という目安は、次回の委員会予定を勘案したものでございます。 3 行政文書開示請求との違いについて ・ 行政文書開示請求書は定められた期間で対応いたします。 ・ 今回のアンケートの扱いに関する対応は、開示請求とは別に上記2の対応をするものです。

議会傍聴Webアンケート 報告書 NO.1

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすくお伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

1. 議会傍聴Webアンケートでの貴重なご意見		7月 のアンケート
NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
4	1. 「議会傍聴Webアンケート」について 上記は、 ① 議会傍聴のペーパーアンケート ② 議会だより アンケート③ 電子メール問い合わせ ① ②、③を合わせた総称ということ。（議会側の総意見解である）もし上記理解で正であれば、ex. 添付HPにその旨、記載下さい。修正必要なら修正ください。 2. 回答は全て翌月末のWEB（H.P.）に記載する。（議会広報広聴委員会での協議を経てHPに掲載する） 回答までに最長2か月を要する。個別のメール対応はしない。 （上記は、議会側の総意見解である） もし上記理解で正であれば、添付HPにその旨、記載下さい。修正必要なら修正ください。 ★上記「議会傍聴Webアンケート」について1、2を理解している市民は少ないと考えます。早急に議会関連H.P.の記載内容を変更ください。（現HP内容では、議会側が仰っている内容と大きく乖離しています） ⇒しかしながら、全ての意見（傍聴アンケート、議会だより意見、個別メール意見等）を上記 議会傍聴WEBアンケート 対応にすることは、市民から見ると非常に分りにくく、コミュニケーションツールとして機能不全を起こしていると言えます。また広報広聴委員会は、開示申請、審査請求等以外の緊急時に委員へのメールで了承いただけないのでしょうか？ 上記、無理な根拠があれば、早急にHP文言の変更をお願いします。市民が戸惑います。宜しくお願い致します	矢板市議会では、これまでに寄せられた傍聴アンケートの運用方法等に関するご意見について、広報広聴委員会において慎重に協議を重ねました。その結果に基づく今後の対応を、以下のとおりお知らせいたします。（※通常はご意見の受付を月締めとし翌月の対応としておりますが、今回は関連したご意見でしたので、8月にいただいたご意見についても今回の対応とさせていただきます。） 1. 傍聴アンケートの対象範囲と執行部案件の取扱いについて 本アンケートは、あくまで「議会に関するアンケート」（議会傍聴や議会だよりに対するご意見）として実施しているものです。本市議会は二元代表制における議決機関であり、行政執行権を有しません。これまで執行部に関するご意見も広聴事業の一環として担当部署へ伝達してまいりましたが、アンケートの本来の趣旨に立ち返り、今後は執行部所管事項に関する「担当部署への伝達」の取扱いを終了いたします。 2. 市民からのご意見・ご要望の適切な窓口について 行政執行部に対するご意見やご要望につきましては、法的に位置づけられた制度である「請願・陳情制度」をご利用ください。また、当議会が開催する「市民との意見交換会」は請願・陳情とは異なる性質の場ではございますが、市民の皆様と直接意見を交わす機会として実施しておりますので、それぞれ目的に応じた適切な制度や機会をご活用ください。 3. 回答作成プロセスと表記について アンケート回答の作成にあたっては、担当議員の原案をもとに広報広聴委員会で協議・審査を行い、正式に決定・公開しています。なお、個別の表現や文言の細部にとらわれることなく、参考資料である「Q&A」を含め、委員会が責任を持って判断・対応しているものとございます。ホームページ上の表記につきましても、今後の分かりやすさに向け適宜整理を進めてまいります。
5	議会傍聴アンケートQ&Aの公文書の存在を知った今、矢板市の良化を願って傍聴アンケートを記載していたが、アンケートをかいでもほぼ形式的回答であり、しかも翌月末にしか回答されない。執行部への意見を記載しても執行部に本当に伝達されているのか不明。記載の意味が無いと判断出来る。市民意見をどの様に扱っているのか？ 議会は、行政執行部の仕事が正しく行われているかをチェックすること（監視）、そして住民の意見を反映させることであるが、市民は、議会を信頼できなくなる。 議長含め議員は、特に広報広聴委員会の議員、議長、議会事務局は、添付の形式的回答をどの様に考えているのか？見解を示してほしい。	
6	議会側が、保有されているマニュアルの「議会傍聴アンケート回答作成Q&A」に則り回答が、記載されているのが、明確に分かります。 マニュアルが、作成されたと思われるR5年6月22日以前より、その傾向は、あります。いつからなののでしょうか？ このマニュアルは、早々に理由と共に市民に広報広聴委員会が、オープンされた方が、良いかと考えます。	

議会傍聴Webアンケート 報告書 NO.2

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすくお伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

2. 意見交換会への貴重なご意見

7月 のアンケート

NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
1	“皆様との意見交換を通じ市勢？発展、議会の成長に結び付けて参ります。”と記載されており開催結果は、示されているものの、毎年度実施されてますが、例えば2025年の結果にある特に重要、緊急を要する事案のその後の進捗管理状況は、何処に公開されているのでしょうか？教示頂きたいお願い致します。	議会報告会・意見交換会の進捗管理につきまして回答いたします。 市民の皆様からのご意見は年度ごとに議会内で集約・協議の上、必要に応じて年度末（概ね3月）に「提言書」として執行部へ提出し、市政への反映を求めています。 お問い合わせの2025年度分につきましては、令和8年3月に提出したところです。なお、提出した提言書は市ホームページ（矢板市議会 > 議会からの提言・要望）にて公開しております。 また、提言事項のすべてがそのまま施策に反映されるわけではありませんが、市の行財政運営については、議会の役割として、予算・決算審査や一般質問などを通じて多角的に監視を行っております。その状況は、市議会ホームページの「会議録」や「議会だより」等で公開しておりますので、そちらでご確認いただけます。 追記 電子メールによる議会へのご意見等につきましては、「議会傍聴Webアンケート」として取り扱わせていただいております。 原則として個別のご返信は行わず、以下の手順にてホームページ上で回答を公開しております。 【回答までの手順】 ① 前月末にてアンケート（紙・Web）を締め切り、広報広聴委員会の担当議員へ回答案の作成を依頼 ② 当該月中旬（今回は7月16日）の議会広報広聴委員会にて回答内容を協議 ③ 協議結果がまとまり次第、ホームページへ回答を掲載

議会傍聴Webアンケート 報告書 NO.2

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすくお伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

2. 意見交換会への貴重なご意見

7月 のアンケート

NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
2	お忙しい折、返答頂き有難う御座います。 しかしながら、弊方質問と貴方回答が、噛み合っておりません。 1. 提言書について R8年度は、現状「議会報告会・意見交換会」「高校生との意見交換会」を立脚点として提言書『「R08総合戦略」のさらなる強化ポイント』しか見当たりませんが、多数の市民、議員、事務局が、参加した議会報告会・意見交換会(10月)における重要/緊急と位置付けられた課題が、クローズアップし強く提言されているわけでも無いと考えます。 重要緊急課題は、埋もれている感が、あります。 ・”「提言書」として執行部へ3月に提出し、市政への反映を求めています。”との事ですが、監視による反映進捗は、いかがでしょうか？返答頂きたく、お願い致します。 議会報告会・意見交換会10月にて市民、議員、事務局により課題、施策を考案されており、緊急性を要するものもあるにも関わらず提言書3月迄、時を置く必要性が、理解できません。急ぐ必要のあるものは、早急にアクションすべきでは？貴方見解を返答下さい。 2. 議会報告会・意見交換会の進捗管理について ・弊方が、意見している ex. 重要/緊急と位置付けられた重要緊急課題の進捗状況が、読みとれません。監視をされているのであれば、具体的に進捗を示して頂きたく。貴方見解は、不明快で分かりづらいです。 ex. 重要緊急◎課題としてアップされている下記事項①、②、③につき進捗を教示下さい。重要緊急課題であり昨年10月から既に9ヶ月が、経過しており進捗無しは、ありえないと考えます。もし進捗無しであれば、10月の議会報告会・意見交換会の開催は意味をなさないと取れます。 ①大学、専門学校などの通学の為の支援 ②地域循環バスは、一方通行の為時間がかかり不便 ③社会資本投資の目指すは、人口増加 3. さらに「議会傍聴Webアンケート」は、何なのでしょう。	お寄せいただいた「議会報告会・意見交換会の進捗管理」に関するご意見につきまして、回答までにお時間をいただきます件についてご連絡いたします。 前回メールでお伝えしましたとおり、電子メールによる議会へのご意見等につきましては、「議会傍聴Webアンケート」として取り扱っております。 ご意見への回答は個別のご返信ではなく、他の方と同様にホームページへの掲載をもって代えさせていただきます。 また、議会広報広聴委員会での協議を経るため、掲載までにお時間を要しますこと、重ねてご了承くださいますようお願いいたします。 なお、今回お寄せいただいた内容のうち、「議会傍聴Webアンケート」に関するご質問にのみ、取り急ぎこちらで回答させていただきます。同アンケートは、『議会だより』（例：5月1日号）裏表紙の二次元コード「議会だよりへの声」からご意見をいただくための仕組みとして運用しているものです。

議会傍聴Webアンケート 報告書 NO.2

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすくお伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

2. 意見交換会への貴重なご意見

7月 のアンケート

NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
3	返答頂き有難う御座います。 回答迄に時間を要する事、了解致しました。いつ頃になりますでしょうか？教示下さい。	回答の時期のみ回答させていただきます。 「議会傍聴Webアンケート」の回答のホームページへの掲載は、8月24日以降を予定しております。 市民の皆様から寄せられた意見について、以下のとおり議会の考え方をご説明いたします。 1. 前年度の意見交換会と提言書の取り扱いについて 前年度は「総合戦略」をテーマに実施し、いただいたご意見は実効性の高い施策の視点から整理・深化させ、次期総合戦略の強化ポイントとして3月に提言書を取りまとめ、執行部へ提出いたしました（これは総合戦略の策定および審議スケジュールに合わせた取り組みです）。なお、施策の具体的な立案や進行管理は執行部の役割となりますが、執行部の取り組み状況については、今後始まる予算・決算審査や一般質問等の通常の議会活動を通じて検証を行い、「会議録」や「議会だより」等で公開してまいります。 2. 本年度の意見交換会に向けた対応について 本年度の意見交換会で出されるご意見は必ずしも総合戦略に限定されないことが想定されるため、今後はいただいたご意見の取り扱い経過も含め、適宜お知らせしてまいります。なお、8月1日号の『議会だより』でお知らせしたとおり、9月から12月にかけて意見交換会を開催いたしますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。